

監査結果報告書

平成 27 年 5 月 14 日

社会福祉法人 真光会
理事長 様

社会福祉法第 40 条及び関係法令に基づき実施した社会福祉法人真光会の平成 26 年度(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)監査結果について次のとおり報告します。

監事 山元 修一 印

監事 松田 明彦 印

| | |
|--------|--|
| 監査日時 | 業務監査 平成 27 年 5 月 8 日 (金) 14 時 00 分～ 会計監査 平成 27 年 5 月 9 日 (土) 10 時 00 分～ |
| 監査場所 | 特別養護老人ホーム 三和荘 |
| 監査実施内容 | 別紙 1 の通り |
| 監査結果 | 監事の意見 (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (3) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (4) 資金収支計算書及び事業活動計算書は、関連する法令及び通知に従い、当会の収入(収益)と支出(費用)の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。 |

監査項目と監査結果

| 監査項目 | 適 | 否 | 指摘事項・意見等 |
|----------|---|---|--|
| 定 款 | ○ | | 定款変更の認可を受けているが、法人の規程集が旧定款のままであるので、差し替えること。 |
| 理事会・評議員会 | ○ | | |
| 事業計画 | ○ | | |
| 当初・補正予算 | ○ | | |
| 事業報告 | ○ | | |
| 決算 | ○ | | |
| 会計処理 | ○ | | 新会計基準への移行処理は適切になされている。 |
| 資産管理 | ○ | | |
| 借入金償還 | ○ | | |
| 寄付金 | ○ | | |
| 就業規則 | ○ | | |
| その他の諸規定 | ○ | | |
| 入所者処遇 | ○ | | |
| 預り金管理 | ○ | | |
| そ の 他 | ○ | | 介護保険改正等の影響による厳しい経営状況の下、経費削減はもとより、効率の良い設備設置や人件費枠内で安定した人員配置を行えることが望ましい。また、必要に応じたサービスの新展開や統廃合も検討しておくこと。 |